

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会 資金及び資産の管理運用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下「この法人」という。）会計処理規程第21条に基づく資金運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(運用の範囲)

第2条 運用の対象とする財産（以下「資金」という。）は、以下とする。

- (1) 基本財産（定款第6条に定める財産をいう。）
- (2) その他資産

(運用の基本原則)

第3条 資金の運用について、会長は、善良なる管理者の注意義務を払うとともに、この法人のために定款及び法令に従い、忠実に職務を執行しなければならない。

(運用期間)

第4条 資金の運用期間は原則として次の通りとする。

- (1) 短期運用資金 1年以内
 - (2) 長期運用資金 1年超
- 2 前項の規定にかかわらず、長期運用資金であっても金利状況等によっては短期の運用を行うことができる。

(運用資金の範囲)

第5条 長期運用資金は、基本財産とする。

- 2 短期運用資金は前項に定める資金以外の資金とする。

(運用の基本方針)

第6条 基本財産は、円建ての預貯金、国債、政府保証債又は地方債にて元本返還が確実な方法で運用を行う。

- 2 その他の財産は、元本返還の確実性が高く、かつ可能な限り高い運用益が得られる方法で運用を行う。

(資金の運用対象)

第7条 資金の運用対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 預金・貯金
- (2) 国債
- (3) 政府保証債
- (4) 地方債
- (5) 公社債投資信託（社債を除く。）
- (6) 金銭信託

(運用に係る責任)

- 第8条 会計処理規程第5条に規定する出納員は、会長の命を受け、法令や規程、前条の方針を遵守し、忠実にその業務を執行する義務と責任を負う。
- 2 出納員は、資金の運用対象を前条1項に定める以外のものにしようとするときは、会長の承認を得るものとする。
- 3 監事は、資金の運用の状況について、理事会の求めに応じた場合又は監事が必要と判断した場合、調査を実施し、その結果を理事会に報告するものとする。

(運用の方法)

- 第9条 資金の運用にあたっては、流動性、安全性、収益性等のバランスの配慮に努めるものとする。なお、資金の運用について専門的な識見を必要とする場合には、経理責任者は有識者等から助言を受け、着実な運用に努めなければならない。

(改 廃)

- 第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和元年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年11月1日から施行する。